

令和8年

第72回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和8年2月13日	開会
	令和8年2月13日	閉会

令和8年第72回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 2月13日
 閉会 2月13日
 会期 1日間

目次	月日(曜)	会議区分	開議時刻	摘 要
1	2月13日(金)	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 広域連合長の施政方針 一般質問 議案の審議 報告第1号 専決処分の報告について 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について 議案第1号 第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画について 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例 議案第5号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例 議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号) 議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第3号) 議案第8号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算 議案第9号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

2 月 1 3 日 (金)

令和8年第72回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和8年第72回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和8年2月13日（金）沖縄県介護保険広域連合（大会議室）に招集された。

1. 開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和8年2月13日 : 午前10時00分）

閉会（令和8年2月13日 : 午後 2時38分）

開会の宣告（議長 松田 昌邦）

閉会の宣告（議長 松田 昌邦）

2. 応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
1	島袋 晴美
2	大山 美佐子
3	東江 光枝
4	島袋 輝也
5	仲宗根 須磨子
6	當山 直彦
7	眞栄田 絵麻
8	仲村 広美
9	島袋 義範
10	上地 義則
11	東江 清和
12	仲村 龍也
13	新垣 千秋
14	川上 龍太
15	新垣 貞則

議席番号	氏名
16	山城 勝貴
17	宜保 龍平
18	永山 清和
19	仲村 哲
20	仲里 賢次
21	玉城 陽平
22	吉永 将志
23	新垣 一史
25	照喜名 英雄
27	比嘉 元美
29	松田 昌邦

3. 不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
24	西田 吉之介
26	渡口 亮
28	比嘉 俊伸

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一

課 名	氏 名
総 務 課	徳 田 奈都女

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

職 名	氏 名
広域連合長	赤 嶺 正 之
副広域連合長	長 浜 善 巳
副広域連合長	上 原 一 宏
事 務 局 長	糸 数 義 人

職 名	氏 名
総 務 課 長	宇地原 勇
計画推進課長	大 城 朝 敏
会 計 課 長	金 城 直 子
認 定 課 長	伊 佐 英 明

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

報告第1号 専決処分の報告について

同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について

同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について

議案第1号 第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画について

議案第2号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例

議案第4号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例

議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）

議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算

議案第9号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算

令和8年第72回議会（定例会）議事日程（第1号）

2月13日（金） 午前10時 開会

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4		広域連合長の施政方針	
5		一般質問	
6	報告第1号	専決処分の報告について	報告
7	同意第1号	沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について	即決
8	同意第2号	沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について	即決
9	議案第1号	第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画について	即決
10	議案第2号	沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	即決
11	議案第3号	沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例	即決
12	議案第4号	沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例	即決
13	議案第5号	沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例	即決
14	議案第6号	令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）	即決
15	議案第7号	令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号）	即決
16	議案第8号	令和8年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算	即決
17	議案第9号	令和8年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算	即決
18		議員派遣の件	
19		閉会中の継続調査の件	

○議長 松田昌邦 ただいまから令和8年第72回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長 松田昌邦 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、議席19番 仲村哲議員及び議席21番 玉城陽平議員を指名します。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって定例会の会期は、本日の1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元にお配りしました名簿のとおりであります。

次に、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されていますので、事務局にて閲覧に供しています。

2月12日に全員協議会を開催しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 広域連合長の施政方針を行います。
広域連合長。

○広域連合長 赤嶺正之 議員の皆様、おはようございます。

本日、令和8年第72回沖縄県介護保険広域連合議会(定例会)の開会に当たり、一般会計及び特別会計予算、諸議案の説明に先立ち、当広域連合の令和8年度運営に関する所信の一端を

申し上げ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

当広域連合は平成14年7月30日に設立し、平成15年4月の業務本格稼働から23年目を迎えようとしており、構成する市町村も「市町村合併」や「新規加入」などを経て、現在は29市町村に至っております。令和6年度からスタートした介護保険料均一賦課については3年目を迎え、より一層の定着を図りながら、構成市町村の地域特性を考慮し、「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会づくりを視野に、円滑な介護保険制度の運営に取り組んでまいります。

介護保険制度の開始時、全国で2,204万人であった65歳以上の被保険者数は令和7年9月には3,619万人と1.64倍増加していますが、前年に比べると5万人の減少となりました。一方、総人口に占める高齢者の割合は29.4%と、過去最高を更新しました。

要介護者及び要支援者の認定者数については、制度開始時の年度末値256万人から令和7年1月には暫定値で約720万人と2.8倍に増加しております。

そのような中、全国で高齢化率の低い地域である沖縄県においても、令和2年(2020年)の国勢調査で65歳以上の割合が超高齢社会の水準21%を超え、令和7年1月には23.9%となっております。

超高齢社会に突入した沖縄県における今後の高齢化率は、令和8年(2026年)には24.4%、令和12年(2030年)には26.1%に推移することが予想され、また、要介護者及び要支援者の認定者数については、令和7年(2025年)1月の65,016人以後、令和8年(2026年)には66,187人、令和12年(2030年)には73,625人になると予想されています。

当広域連合における高齢化率は、平成30年(2018年)1月に初めて20%台に到達し、令和3年(2021年)に22.6%、令和7年(2025年)

には24.2%と増加の一途をたどっております。

また、要介護者及び要支援者の認定者数については、令和3年（2021年）の18,494人から、令和7年（2025年）には19,106人となっております。

本年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度を迎えます。計画期間中に団塊世代が75歳以上に到達したほか、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）まで高齢者人口は増加が続く見込みであり、また、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口についても急激に増加することから、介護保険制度の持続的発展のために保険者機能を発揮し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策について業務を進めなければなりません。

さらに、介護保険制度の円滑な運営を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進するための第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画が開始されることから、構成市町村と連携した広域的行政運営の強化を図ってまいります。

最終年度となる第9期介護保険事業計画で設定されている5つの基本方針、①地域包括ケアシステムの深化・推進、②地域支援事業の推進、③介護・介護予防サービス基盤の整備、④介護保険事業の適正化、⑤介護保険サービスの平準化を柱として、国が、第9期介護保険事業計画の基本指針として示した3つの施策、①介護サービス基盤の計画的な整備、②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進についても、地域共生社会に向けた中核的基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、2040年を見据えた中長期的な人口動態と介護ニーズを適切に把握し、介護サービス基盤を計画的に確保することとし、高齢者が住み慣れた地域において生涯を

通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる「介護保険制度」を目指す決意のもと、国の方針に沿って、構成市町村と連携しながら共に業務に取り組んでまいります。

また、当広域連合を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や介護人材不足、医療・福祉の地域格差など、かつてない課題に直面しています。

「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられる社会」を実現することが、私たちの変わらぬ使命です。

本年度は、第9期介護保険事業計画で掲げた基本方針や基本指針の着実な達成と、第10期計画への円滑な移行に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を柱として、各施策に全力で取り組んでまいります。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進。介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を支援してまいります。

具体的取り組みとして、構成市町村における①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④地域ケア会議の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携、⑥介護に取り組む家族等への支援の充実、⑦高齢者虐待防止の対策、⑧地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上、⑨災害及び感染症に対する備え、合計9つの取り組みを支援してまいります。

2 地域支援事業の推進。高齢化の進展により介護ニーズは今後さらに増加する見込みです。地域のつながりを維持し、住民主体のサービスを活用することは、介護予防や重度化防止に大きく寄与します。

このため総合事業の推進を継続し、住民・NPO・民間企業等の参画による多様なサービスの充実と地域の支え合い体制の構築を進めます。地域支援事業推進員による市町村支援を強化しており、市町村相談会、生活支援体制整備事業アドバイザー派遣、地域分析データの提供などを通じ、地域支援事業の効果的な実施を推進してまいります。

保険者機能強化推進交付金については、評価指標の得点向上を目指し、市町村の取組状況を分析しながら連携を強化します。令和6年度の要綱改正により活用が広がり、申請自治体は令和6年度21市町村から令和7年度23市町村に増加しました。保険者努力支援交付金についても国の動向を踏まえ、介護予防や健康づくりに効果的に活用できるよう関係機関と連携し、市町村の実情に応じた事業推進を支援します。

重層的支援体制整備事業については、地域共生社会の実現に向けた重要な施策として位置づけ、市町村の取組状況を踏まえつつ、市町村と連携し、相談支援、参加支援、地域づくり支援が一体となった体制の構築を推進するとともに、広域連合として必要な支援・調整を行い、計画的な体制整備を進めてまいります。

3 介護・介護予防サービス基盤の整備。高齢者が住み慣れた居宅や地域で生活を継続できるよう、地域密着型サービスを中心とした介護サービス基盤の整備を進め、今年度は介護保険事業計画の最終年度となることから、未整備サービスの状況を市町村と共有し、対応を進めてまいります。

また、高齢者が安心・安全に適正なサービスを利用できるよう、介護サービス事業所に対しては、運営指導及び集団指導を計画的に実施し、サービス提供体制の確保に向けた指導・助言を行うことで、サービスの質の維持向上に取り組んでまいります。

4 介護保険事業の適正化。第9期介護保険事

業計画の保険料収納率向上対策で掲げた、①確実な収納が見込まれる口座振替の勧奨強化やコンビニ収納・スマホ決済等多様な納付方法の周知、②初期滞納者（現年度分）への徴収対策の実施、③納付資力のある滞納者に対する法的処分（差押）の強化の3項目を重点施策として、収納率向上の推進に取り組んでまいります。

また、離島町村の滞納徴収対策として関係町村と連携強化を図りながら、広域連合職員による訪問を行い、被保険者への納付指導及び保険料徴収に取り組めます。

広報活動については、介護保険制度の意義・必要性を周知するため、構成市町村の広報誌へ掲載を依頼するとともにホームページ、パンフレット等を利用して被保険者の納付意識の向上を図ってまいります。

要介護認定業務については、介護サービスを利用する前提となる重要な業務であることから要介護認定調査員及び要介護認定審査事務員の技術向上を図るため、認定調査員を対象とした厚生労働省要介護認定適正化事業（e-ラーニング等）の活用や県主催の認定調査員等現任研修への参加などに積極的に取り組み、要介護認定の適正化に努めてまいります。

介護給付適正化の取り組みについては、国の指針に基づく主要三事業を中心に進め、自立支援や重度化防止につながる適正なサービス利用の促進、不適正給付の防止・是正に努め、高齢者が安心して必要な支援を受けられる環境の整備に取り組んでまいります。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、研修内容の充実・多様化に努め、職員の職務遂行能力向上を図ってまいります。

5 介護保険サービスの平準化。低所得者への支援については、社会福祉法人と連携し、事業を実施する法人の増加に取り組む等、社会福祉

法人による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等の充実を図ってまいります。また、被保険者や家族、介護支援専門員や介護サービス事業者等へ制度の内容を周知し、低所得者に対する食費、居住費の負担軽減に取り組んでまいります。

離島等市町村に対する支援については、被保険者が必要なサービスを受けられるよう、引き続き沖縄県や構成市町村、サービス事業者と連携して離島等支援事業を実施し、介護サービスの確保に取り組んでまいります。

設立当初から3ランク制による不均一賦課を採用しておりました介護保険料が、令和6年度から均一賦課方式となったことを踏まえ、介護保険サービスの平準化について、地域支援事業の充実や同事業推進員による支援及び組織改編等により市町村支援の取り組み強化を図っております。

6 情報等の周知について。介護保険制度への理解を促すため、年2回の広報誌を発刊し、介護保険制度を分かりやすく伝え、市町村の取り組みを紹介するなど紙面の充実を図っています。

ホームページについては、被保険者や家族、介護サービス事業者等の利便性や操作性を向上させたほか、各課からの情報については、電子版広報誌「ひじゃばしだより」を活用し、さまざまな情報を公開するなど、引き続き内容の充実に努めてまいります。

以上、第9期事業計画の最終年度となる令和8年度の当初予算は、これまでの事業評価等を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「地域支援事業の推進」、「介護・介護予防サービス基盤の整備」、「介護保険事業の適正化」、「介護保険サービスの平準化」の5つの基本方針に基づき予算を編成し、一般会計1,633,796,000円、特別会計38,909,658,000円となっております。

本年度で3年目を迎える保険料の均一賦課方

式については、より一層の定着と運用の適正化を図ってまいります。高齢者一人ひとりが尊厳をもって暮らせる社会を守り続けるため、多様化する介護ニーズに迅速かつ的確に対応すべく、積極的な事業の推進、常に業務体制の見直しや、財政の効率的・効果的運用を図りながら、介護保険制度の健全運営に努めてまいります。

介護保険制度は、構成市町村の皆様一人ひとりの力によって支えられています。当広域連合は、構成市町村、関係団体、そして議会の皆様と力を合わせ、地域包括ケアシステムの深化と介護保険制度の安定運営に全力を尽くしてまいります。

議員各位におかれましては、今後も、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の施政方針と致します。

令和8年2月13日

沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之

○議長 松田昌邦 日程第5 一般質問を行います。

発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内といたします。順次発言を許します。

議席21番 玉城陽平議員の一般質問を許します。

21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 それでは一般質問を始めさせていただきますと思います。今朝、地震があったのは皆さん、気づきましたか。今回は災害について取り上げたいと思っていますので、よろしくお願ひします。質問事項1(1)までこちらで読み上げて、それ以外は自席で行わせていただきます。

大問1. 大規模地震発生時における介護保険広域連合の業務継続体制を問う。(1) 読谷村・嘉手納町が大きな地震被害を受けた場合、広域連合としてどのような被害を想定している

か。お願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。(1) 沖縄本島周辺で発生する大規模地震により、読谷村、嘉手納町を含む圏域では、建物被害のみならず、津波浸水や交通、ライフラインの寸断など、広範囲な被害が予測されます。当広域連合として想定される主な影響としまして、データ管理・給付処理を行うシステム機能の停止等による事務処理の遅延等が想定されております。以上です。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。それでは確認したいのですが、嘉手納町、読谷村辺りの地域防災計画などで、地震被害が具体的にどんな地震で震度がどのくらいでとか、そういうことを今まで検討されたことはあるのでしょうか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。その次の答弁にも出てくるのですが、避難訓練を行っていきまして、目標設定として沖縄県津波浸水想定調査及び沖縄県津波被害想定調査を参考に、読谷村都屋への第一波の到達時間が地震発生から24分、最高津波水位が16メートルと想定されていて、都屋から第一波到達から比謝町55付近へ津波が到達するまでおよそ3分から8分と想定し、安全の確保から商業施設への避難訓練を実施しております。それを想定しております。以上です。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。直後の災害とか津波に関することもそうなのですが、人身以外の想定調査の中で石川一具志川断層系の地震が震度6強から7ぐらいで、マグニチュード7規模の地震というのが想定されているものだと考えております。南部においても沖縄本島南部スラブ内地震で同程度、震度

6弱、マグニチュード8程度で、南風原町の地域防災計画を確認する中で、1か月後でも避難所に4,000人の避難者がいて、避難所外への避難者が9,000人とか、上下水道も4万人の南風原町の人口だけでも1か月経っても1.4万人、そのような形で被害が継続的に続いていくということが想定されるわけです。建物被害においても全壊が1,100件、半壊が1,800件。それから災害関連死においては70歳以上の方々が90%を占めるといふふうに考えた場合、介護保険広域連合としても介護保険の業務の中でどうやってそれを継続していくのかということプラス、地域における介護保険福祉をどうやって持続させていくのかということに関してしっかり考えていけないといけないことなのではないかという問題意識があるわけです。けれども、それぞれの市町村のほうは地域防災計画を策定しなければいけないというところから、そういうことをふだんから考えるわけですがけれども、介護保険行政において広域連合はそのような義務があるのかということ考えた際に、ほかと比較してそれは薄いものなのではないかと思っはいるのですが、そうすると結局、この検討というのは弱くなってしまうということが非常に大きな問題だと思っはいるわけです。それで、(2)以降でまとめて質問したいと思います。

(2) 介護保険者として最低限維持すべき業務は何か。どのように継続する考えかお聞きしたいと思います。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。介護保険者として災害時に最低限維持すべき業務として、介護サービス事業者との連携調整や給付費の支払い、支出に係る現金の出納及び保管、指定金融機関を通じて行う債権者への振込業務、被災者に係る要介護認定などが挙げられますが、関係機関と密に連携しながら情報を共有し、被保険者の必要な介護サービスが途切れることな

く継続できるよう体制整備に取り組んでまいります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。これは文書として共有されて、組織としての体制になっているかという観点からですが、その中で(3)まで行きます。

(3) 派遣職員が多い組織構成を踏まえ、災害時の安否確認、参集基準と招集について、どのように整理されているか。こちらをお願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。派遣職員の安否確認については、職員自身の安全確保を最優先とし、当広域連合で構築された被害時等の連絡体制網を活用し、被災状況や出勤可否の把握を行うことを想定しております。参集や職員の招集につきましては、派遣元市町村における参集状況等も情報共有を行いながら、重複や混乱の生じないよう配慮することが重要であると考えており、一律の即時参集を求めるものではなく、災害の規模や職員の被災状況、交通事情等を総合的に勘案した上で判断することとしております。また、職員の招集につきましては、安否確認の結果を踏まえ、必要最低限の人員から段階的に行うこととしております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。今お話しされたこととほとんど重なることですが、公式な形できちんと整理されて運用されていますか。それから市町村の話なども聞き取っていますかというところになると思っていますね。

それでは、(4) 広域連合として、災害時対応マニュアル、業務継続計画(BCP)は策定されているのか。こちらをお願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。当広域

連合として災害時対応マニュアルは整備されておりますが、業務継続計画(BCP)は策定されておられません。災害時において介護保険制度を安定的に運営する保険者として、業務継続の在り方については重要な課題であると認識しており、他広域連合等を参考に、関係法令や国の指針等を踏まえながら調査研究してまいります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。(5)と(6)とも関連するので、それに行ってから再質問というふうに考えていますが、私のほうで調べたところ、令和元年改定の東三河広域連合のほうで、支援対策業務継続計画を既に出しております。こちらのほうを定めているのが実際に参集の基準の話とか、そもそもBCP自体、活動する範囲基準をどのように設定するかとか、そういうものも実際に定められているわけです。災害後1時間後ぐらいでどのぐらい集められるのかとか、1週間後だどのぐらいなのかとか、その中でも業務の優先順位をABCで定めて、どれをどのぐらいのタイミングで始めていくとか、そういうこともしっかり定められているものがありますので、ぜひ事例研究しながら取り組んでほしいのが今回の趣旨であります。

もう少し細かく質問する前に、(5)(6)を先に質問していきます。

(5) 発災時において、構成市町村との情報共有ルートはどうなっているか。広域連合が情報を集約し、把握できるか。こちらをお願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。発災時における構成市町村との情報共有につきましては、基本的には平時における連絡体制を活用し、各市町村の担当部署や派遣職員を通じて行い、情報収集を図ってまいります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。(6)まで行きます。

(6) 広域連合として災害時を想定した訓練やシミュレーションは実施しているか。実施している場合、その内容と課題は何か。お願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。当広域連合の災害時を想定した取組として、年に一度、職員を対象とした避難訓練を実施しております。今年度につきましては、地震及び津波の発生を想定し、安全確保行動及び庁舎から徒歩で近隣の商業施設へ移動する水平避難訓練を実施いたしました。この訓練を通じて、実際の避難経路や所要時間、職員間の連携方法などを確認することができました。課題としましては、形式的な訓練で終わらせることなく、訓練の実効性を担保することと考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。(2)(3)(4)(5)(6)、何回か再確認していきたいのですが、派遣職員が多いという場合には、そもそもどういう職員を集めるのかとか、それとも集めるのが難しいのかとか、直接的に被害を受けた市町村の場合は、その職員はその市町村の職員としての動きをしたりというのもあると思うのですが、その辺りは既に定められていたり、検討されたりしているのか。基準のほうは明確化されているのか。こちらはいかがですか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。当広域連合は29市町村、北部の事務所、中部の事務所があります。様々な居住地から職員が派遣されております。長い方で30キロ離れている方もいらっしゃる。そういう明確な参集方法はないのですが、先ほど議員のおっしゃられた他広域連合を参考にして当広域連合に合ったBCP

の策定について調査研究してまいりたいと考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。BCPはまだないというところから、これからのものだと理解をしておりますが、情報共有に関してもそれぞれの市町村という話がありましたが、それは事前に決めておかないといざというときに動ける形ではないというのが大前提なわけですよね。それぞれの構成市町村の動きがあつて、それも踏まえながらというふうになると、明らかに混乱することが非常に明確に分かっているといえますか、そういうことを考えると、そもそも連絡体制をどのようにやっていくのか、情報共有をどうするのか、集める基準はどうなっているのか。それから先ほどの話の中にもありましたが、非常時の優先順位はそもそも何なのか。例えば東三河のほうですと、先ほどの話とも重なるのですが、保険事業者との連絡調整、これがAに位置づけられていたり、障害を持っている方々に対しての認定調査のほうも優先度が高く設定されていたり、給付事務とか資格関連の申請手続、認定、それも高いものとして設定されております。それから意思決定者自体も被災するというのを考えますと、その階層をどのように決定していくということも非常に重要な話です。東三河の場合は第9階層までつけられておまして、最終的には総務課長のほうでも決定できるという形の意思決定の流れまで設定されております。先ほどの答弁の話も、まずはそういうものを事例研究しながらやっていくという話ではあると思うのですが、これまでなかなか制度上、構造的に検討する機会が少ないといえますか、必ずやらなければいけないわけではないような位置づけになっていると思いますので、ぜひこちらはしっかり意識を変えてもらって、職員の皆様のほうでもどうやって集まれるのかとか、避難訓練のほうも津

波に対してのものだけではなくて、業務を継続するために何ができるのか、どういうことをチェックしていかなければいけないのか。そういうことを含めてしっかり検討してほしいと思いますが、こちらはいかがでしょうか。改めてお願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。議員のおっしゃるご提案、ありがとうございます。災害時の情報共有や応援体制の調整につきましては、まず都道府県が主体となるものと認識しております。広域連合として、こちらについては法的位置づけや体制面の整備も必要であることから、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。具体的なものはこれからだと理解しておりますが、内容のほうで、令和5年に出した大規模災害発災時における地方公共団体業務継続の手引、これに基づきながらそれぞれの地方公共団体がそれぞれ取り組んでいると思うのですが、その中で広域連合や一部事務組合に対しても地方公共団体と整合性の取れた業務継続性の確保を要請する必要があるということは指摘されているんですね。ということは、構成市町村のほうから本当は広域連合に対してこうやって継続しなくてはいけないという話を、本当はそちら側から来なければいけないものだと思っておりますが、規模が大きかったり、なかなかそこまで踏み込めていないところもあるかと思しますので、ぜひ広域連合のほうから構成市町村に対してもすり合わせをしていってほしいと考えてるわけですが、こちらはいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 事務局長。

○事務局長 系数義人 お答えいたします。基本的には市町村から広域連合への投げかけだと

いうお話でしたが、29という数多い構成市町村を抱えておりますので、そこは当広域連合が主体となって、こちらから情報を共有して取りに行くような流れを構築していきたいと考えております。ただ、その前提としまして、当広域連合で定めておくべき、あるいは定めておいたほうがよからう計画がございますので、その計画の策定の進捗とにらみまして、整合性を取りながら進めていきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 ありがとうございます。広域連合のほうでしっかり検討していくものから先にとこのお話だと思っておりますけれども、タイミング等、しっかり課長会議等でも取り上げて、構成市町村全体と情報共有をしながら一緒に取り組んでいってほしいというところまで改めてお伝えさせていただきます。大問2のほうに移りたいと思います。

大問2. 災害時における福祉支援体制の具体化と広域連合としての役割を問う。(1) 令和7年度の施政方針で述べた「災害時の見守り相談支援や福祉支援体制の充実」「災害時における福祉支援等」について、具体的に何に取り組んだのか。どのような成果・課題があったのか。お願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。本内容につきましては、災害時における福祉支援に基づき、構成市町村と連携しながら業務に取り組んでいくことを位置づけたものであります。現在のところ、連携しながら広域連合が取り組める内容が発生しておりません。以上です。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 これは昨年の施政方針の中で具体的に言及されているのですが、それが今のところないという話になるのですか。先ほどの答弁だと検討するものがないように聞こえたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。施政方針に位置づけている内容につきまして、実際災害時に福祉支援に基づいて取り組むということになっているのですが、具体的に災害が発生しているということもなく、実際に広域連合が何に取り組んでいくかというのは、まだその事情が発生していないという状況であります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。災害が発生したら取り組むものということになるのですか。基本的には、この制度自体が発災した場合に、どのように取り組んでくださいというのは整備されていたとしても、それが出てきてからでいいという話ではないと思うんです。現時点でそのときにどのように対応していくのか。今からやるべきことは何なのかというのは、確実に必要なことだと思うわけです。確かに施政方針でも述べたわけです。その辺りをお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。この内容につきましては、具体的な内容につきましては、県のほうが策定する協議会であったり、連携体制の確保、あとは災害があったときに災害支援チームを派遣する仕組みづくりが主になっていて、実際災害が起こったときには広域連合、行政とかはどのような取組があるのかというのはまだ見えていないところがあるのですけれども、今はそういう対応がまだ発生していないということで取り組めていない状況です。以上です。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 ありがとうございます。既に都道府県で動いているものもあると思いますので、それも含めてしっかり検討して、広域連合として何をしておくべきなのかということをしっかり調査研究してほしいと思いますが、

改めてお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。ほかの広域連合の状況も把握しながらということなのですが、介護保険広域連合の場合は介護保険しか行っていないというところもありますので、そういうところがどのような対応が取れるのかということも含めて検討してまいります。以上です。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。(2)に行きたいと思います。

(2) 被害が大きい地域と小さい地域の状況を俯瞰できる立場を生かし、情報共有、応援体制の調整、人的・制度的支援の橋渡しを行う考えはあるか、お願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。災害時における対応や応援体制の調整については、基本的には各市町村や関係機関が主体となって行うものと認識しております。当広域連合としては、構成市町村の被害状況に関する情報収集や共有を通じて、間接的に状況を把握し、介護関係の支援制度に関する情報提供を行ってまいります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。そのまま次まで行きます。(3)(4)(5)をまとめて行きたいと思います。

(3) 構成市町村の個別避難計画の策定状況について、広域連合としてどのような認識を持っているか、お願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。個別避難訓練計画につきましては、災害対策基本法に基づき、市町村が主体となって策定・管理する計画であることから、広域連合において全体的に把握する立場にはございません。以上

です。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。このまま(4)(5)まで行きます。

(4) 介護保険関連施設(特養・老健・通所系等)を福祉避難所として位置づける意義をどう考えるか、お願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。介護保険関連施設を福祉避難所として位置づける意義は、専門職の確保等が行いやすいことから有用であると考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。

(5) 地域ケア会議で災害時対応・避難支援をテーマとして検討するよう助言していくことを提案するかどうか、お願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。地域ケア会議とは、個別課題の解決やネットワーク構築、地域課題を協議する場であることから、災害時対応・避難支援をテーマに検討することはなじまないものと考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。再質問をしていきたいと思っております。

(3)の個別避難計画の策定状況を把握する立場ではないというお話だったと思うのですが、避難者の名簿について策定するということが自体は、既にほとんどの市町村の九十何パーセントでやられてはいますが、具体的に個別避難計画という話になると非常に策定が難しい。これは行政主体でやるということも非常に難しい。規模も大きいわけですし、人数も多くてということから、それぞれの市町村においてなかなかできていないものだと。それでどうやってこれを進めていくのか考えていきたいと思っております。

して、介護保険行政に関わる広域連合としても非常に重要なテーマだと思っているんですね。直接的な主体は市町村かもしれないのですが、その場合、市町村があまり進んでいない状況を見ながら、それは市町村がやることだからというだけではまずいのではないかと思っているわけですね。地域ケア会議によって地域の課題を取り扱うのになじまないというのは少しおかしいのではないかと思ってしまうわけです。地域の側で避難者に対して行動計画をつくって、きちんと避難していくというのをしなくてはいけないはずで、しかも高齢の方々、災害関連死で非常に多く亡くられるということを考えると、地域の課題じゃないわけではないと思うわけですね。直接的に市町村が、今まさにやらなければいけないことなのかというときに、これまでは取り組まれていなかったかもしれないのですが、地域ケア会議で検討される議題としてなじまないというのはおかしいのではないかとまず思うわけです。地域の課題でしょうと思うわけです。現時点で策定が進まないという状況を考えると、いざ地震が起こったら、まさにそういう方々は亡くなってしまいますという話になるわけですが、地域の課題として考えるべきものだと思うのですが、改めてお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。今議員がおっしゃられるように、実際に地域の課題ということではあるのですが、例えば基本的に地域ケア会議というものは介護支援専門員を中心に個別のケアの在り方を検討する内容になっております。ですので、一律的に災害のことについてここで話し合ってくださいというのはなかなか難しい。本来、災害については災害の専門家が集まって審議するというのが理想的な形なのかと思いますので、一律にここで審議してくださいというのはなかなか難しいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。地域ケア会議自体は、個別の課題から地域課題を抽出して取り組むという観点からすると、個別の方々に関しては、この人の個別の避難計画はできているのですかという話は、当然議題として上がるべきことだと考えております。既に先進地として取り組んでいる兵庫県丹波篠山市などでは、そういう形でケアマネさんたちの理解を進めるものを取り組んだりとか、介護保険ケアマネジメントなどの災害時の話、防災リテラシー等をどう上げていくのかとか、災害時のケアプランをどのように調整していくのかとか、そういうこと自体もケアマネさんたちを中心に既に行っているところがあるわけです。それをするために専門職の研修を打ったりとか、そういうことをしているということを考えますと、まずはそういうところの事例をしっかり学びながら何から始めるのか、どういうことからやっていく必要があるのか、そういうことをまずしっかり調査してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。今の内容につきましては、こういう課題が出てきたときに災害についても話し合うというのは、もちろん広域連合のほうからこれはなじまないからやらないでくださいというものではありません。ただ、市町村のケア会議を持ちながら、そのケア会議の中で必要な議論を行っていると考えておりますので、災害についてもここで議論するのかどうかについては、市町村の判断が出てくるのかと考えております。

○議長 松田昌邦 事務局長。

○事務局長 糸数義人 補足させていただきます。基本的に普通地方公共団体、特別地方公共団体、自治法上、役割が分かれております。その役割にのっとり、当広域連合としてはまず

その役割を十分に担っていきたいというふうに考えているわけです。議員がおっしゃる、根底にある部分は十分理解しておりますが、ただ、現実的に対応していくのかとなりますと、そこは一線は引かしていただきたい。特別地方公共団体がゆえにやるべきことがあるというところで、その責任を全うさせていただきたい。そのような考えから今回の答弁になっていることをご理解ください。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。それは分かりましたとそのまま受け取ってしまうとその先が続かないので、改めて言わせていただきます。おっしゃることは理解しています。それでも、こちらからも一定程度、何かのタイミングで情報提供とか、こういうことが必要ですよねというところをしながら、それぞれの市町村がやるべきことがきちんと進むように、広域連合としても、特に広域に関わっているという観点から、ぜひ可能な範囲でできる範囲でやってほしいというのが本来の趣旨ですね。

その中でももう少し、業務のところで取り上げたものとしましては、福祉避難所に関するところなのですが、介護施設との関わりがある、事業所との関わりがあるというところから、こちらでも何かしらの形で情報提供ができないかというのが根底にあるわけですが、南風原町であれば福祉避難所を設定しているのですけれども、ほとんど児童福祉施設なんですね。ほとんどが保育所という場合でも、実際災害が起きたら高齢の方がふだん利用している事業所に行くであろうということも想定されるわけですし、それから既に専門職としてのリソースがたくさんあって、施設や設備もあると。そういうことを考えると、それ自体もしっかり定めておくことは必要ではないのか。そのように定めておくことによって、施設の職員間もうちにどういふ方々が来るのかとか、利用者たちは、その

ときにとりあえず避難してくるわけだよねというのが見えてくるわけです。実際に先進的に取り組んでいるところも含めてですし、国のガイドラインのほうでも福祉避難所に設定して、受入れ当事者の調整をすとか、こういう方々が来るという名簿を設定するというをやっているところもあります。実際そういう動きが始まってくると、施設側としても具体的にこういうことをやらなければいけないよねというのが見えてくる上に、専門職の方々も意識が高まっていくというふうに考えるわけです。そのような中で利用者とその利用者の方、施設の方々も含めてそういう話をする機会というのが増えてくるのではないかと。そういう中でサービス担当者会議とかケアマネの取り持つ場の中で、より議論の可能性が上がってくるのではないかと。そういうふうを考えておまして、そういう観点から地域ケア会議で取り上げてほしいということだったり、今回介護保険関連施設の位置づけというのは重要なのではないかと。そういうお話をしているわけですね。介護保険の事業者、施設の方々に対しても、こういう取組があるということに関して、この中でまずは情報提供をしてほしいわけですが、いかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、福祉施設を避難所として位置づけることについては、いろいろな市町村の状況もあると思います。例えば安全性、老朽化のことも、実際に避難したときに避難の場所は確保できるか。もちろん利用者もいることから。事業所の運営とかも関係してくると思いますので、すぐここにすべきだとはなかなか言えないところもあるのですが、実際に専門職がいるというところは評価できるのかなと考えております。今お話がありました、事業者に対する情報提供につきましては、広域連合としましてもほかのところの情報をいろいろ収集しながら、どのような情報

提供ができるのかというのをまた検討してまいりたいと思います。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。個々の施設の状況等、市町村の状況も踏まえながらというのは十分理解しておりますので、その上でどこだったらいいのか、どういうところが整っているのか、そういうところに関する議論が必要なのではないかと。この話を、改めてよろしくお願いします。

広域連合のほうでも上げたわけですがけれども、南風原町のほうでもしっかり取り上げていきたいと思っておりますので、それぞれの市町村も議論を進めていってほしいと思っております。これで、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 松田昌邦 これで玉城陽平議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 (午前10時59分)

~~~~~

再開 (午前11時05分)

○議長 松田昌邦 再開します。

次に、議席18番 永山清和議員の一般質問を許します。

18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 おはようございます。八重瀬町の永山です。よろしくお願いいたします。一括質問一括答弁方式で行いたいと思います。

質問事項1. 第10期介護保険事業計画策定に向けて。(1) 令和8年度に第9期介護保険事業計画が終了し、第10期介護保険事業計画の見直し作業に入ります。第9期介護保険事業計画の実績と評価をどのようにとらえ、第10期策定に向けての変更点には何があるかお聞かせ下さい。

質問事項2. 構成市町村との連携と支援は充分か。(1) 介護保険事業計画推進の基本方針

として3番目に構成市町村との連携と支援が示されているが、その連携と支援をどの様に行っているかお聞かせ下さい。

質問事項3. 介護人材の確保についてどのように考えるか。(1) 介護人材が不足することは周知の事実であります、その対応策についてお聞かせ下さい。

質問事項4. 相談支援システムの共同購入は可能か。(1) 各市町村で利用している相談支援システムを広域連合で一括して入札することで、システム調達にかかる費用を抑えることができるかと考えるか。また、相談支援システムとタブレット端末とを連携させることによって、相談支援者等の訪問の際のデータ入力作業を省力化できないか。

再質問は自席で行います。よろしくお願いたします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、1. 令和7年度の間評価事業における令和6年度の実績は、総給付費約314億円で、おおむね計画どおり推移しています。認定の適正化については、期限内認定の割合が大幅に向上し、認定遅延の改善が図られております。地域支援事業では、広域連合全体の52%に当たる15市町村において、週1回以上の体操を実施する住民主体の通いの場が整備されました。また、行政と関係者の連携構築や住民主体の「協議体」の設置により、互助の活動を定期的に話し合える仕組みづくりに取り組んでおります。評価としましては、事業計画に定めた基本方針に基づき評価を行っており、全ての項目について、おおむね計画どおりに推進できていると評価をいただいております。第10期事業計画策定に向けての変更点につきましては、国から具体的な指針が明確に出ていないことから、現段階でお示しすることができません。

次に、2. 市町村との連携につきましては、

市町村長で構成する運営会議で年2回、構成市町村担当課長会議を年に4回開催し、連携を図っております。また、支援につきましては、地域支援事業推進員を2名配置し、市町村支援に取り組んでおります。

次に、3. 人材不足への対応について、専門職の活用については、専門職でしかできない業務に従事していく必要があると考えており、専門職でなくとも行える業務について、地域支援事業でどのように構築していくかを市町村とともに検討しているところであります。

次に、4. 相談支援システムについては、市町村ごとに活用しているシステムが異なること、住基との連携が必要になってくること等課題が多く、広域連合でまとめて入札することは難しいと考えております。また、タブレット端末の活用については、連携が可能であれば業務の効率化は図られると思われま。以上で答弁を終わります。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 再質問を行いたいと思います。

まず、1の事業計画策定に向けて、おおむね計画どおりにできているという答弁でしたが、9期、10期に関しての変更点は県からの指針がないということでした。認定あるいは支援に関しても、おおむね計画どおりだということですが、計画書の中での変更点みたいな、今手元に計画書があるのですが、計画書の中でどの辺を変えたいということはありますか。答弁をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 これは10期に向けてどのように変えていくかということによろしいでしょうか。

具体的な計画書に合わせた変更については、まだ国のほうから具体的な内容が出ていないというところで、どこをどのように変えていくと

いうのはなかなか言えないところなのですが、ただ現時点で出ている部分については、地域支援事業の評価の仕方というのは大幅に変更が考えられております。ですので、実際地域支援事業の評価自体が市町村ごとの評価になっておりまして、それをどのように広域連合の計画に載せるかというのは、事業所とも話し合いながら検討をしているところであります。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 ありがとうございます。計画どおりに進んでいるということであれば評価もできると思うのですが、市町村としてはその辺はどうなのかという、私の中では思っているところがあって、特に2の構成市町村との連携と支援に関して、地域支援事業推進員を派遣してという答弁があったかと思うのですが、この地域支援事業推進員の派遣回数とか、あるいは地域支援事業推進員が実際どういう形で各市町村と関わっているかというところを少しお話しください。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。実際、地域支援事業推進員については、市町村に少なくとも2回から3回は入っていると思います。基本的には地域包括ケアシステム全体について、その市町村ごとにできているところ、できていないところというのを確認しながら、どういうやり方が一番いいのかというのを検討しているところであります。それとあわせて、国のモデル事業とかを実施している市町村、リエイブルメントであったり、生活支援体制整備事業というところも含めて、あった場合には一緒に広域連合の推進員も入って協議に参加したりというのを行っております。あと、広域連合独自に行っている生活支援体制整備事業、協議体の設置というところで、住民主体で協議ができる場の設置を、先進地をモデルに広域連合でも進めているところであります。3回、4回入

っている場合もあるのですが、基本的には2回から3回、多いところでは5回、6回入っているとところもあるということでありまして。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 地域支援事業推進員が市町村に関われば関わるほど、すごくいい内容になっていくのではないかと思うのですが、数値的な考え方としてどのように考えるかなのですが、十分連携できているのか。連携できているのを100とした場合、広域連合として市町村との連携はどのくらいできているのですか。それがあるのでしたらお聞かせください。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 今のは感覚的なことということによろしいでしょうか。

基本的には、市町村に実際入って、市町村担当と話をしながら助言というか、一緒に考える体制を取っているというところではあります。市町村からすると推進員が入ってヒアリングをしていくというところで、どうしてもヒアリングする立場とされる立場というところ、その垣根がまだあるところもあるという話は聞いています。実際回って話ができているというところでは、ある程度できているのかと思いますが、深く市町村と連携が図られて、支援する体制が100%整っているかという、なかなか100まではいかないと思います。ただ、実際に回れば回るほど、どんどん内容は充実していっているというところがありますので、今後どんどん推進していければと考えているところであります。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 数値的に出すには難しいのかと思いますが、運営会議が2回、それから課長会議を4回行って、私からしたら前回の一般質問の中でもお聞きしたのですが、どうしても介護予防とか、そういう支援員の力とい

うのはとても大事になるので、そういう人をもっと増やしてほしいというのがあるんですね。今のところ、その支援員が何人で、それから先ほど地域の生活支援体制整備事業の中の職員向けというか、地域の担当者向けにどういう研修制度でどういうことをやっているのか。私は八重瀬町の中で生活支援体制整備事業の職員自体が、その協議体を立ち上げるところまで関わっていないのではないかとというのがあって、そのところ、協議体の在り方、生活支援体制整備事業の在り方がちょっと違うのではないか、方向性がずれていないかというのが感覚的にあって、それからすると生活支援体制整備事業の担当職員に対する研修制度、研修をしっかり打ち込んで、こういうことを業務としてやりますという研修もやらないといけないのではないかとというのがあるんですね。支援員を増やして、生活支援体制整備事業の担当職員に対する研修制度をしっかりとして、スキルアップをさせるような取組もしてほしいのですがいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。実は地域支援事業推進員については2名体制で実施しておりまして、実際に行って話をするだけではなくて、市町村ごとにどの市町村がどのぐらい進んでいるのかということをしてデータ化というか、紙に起こして、次に入るときにはという支援も含めて行える体制を整えております。あと、生活支援体制整備事業につきましては、最終的な目標については地域で高齢者を支える体制づくりというのが最終的な目標となっていて、そのコーディネーターをしていくのが生活支援コーディネーターの配置というものになっております。市町村においては、生活支援コーディネーターについてはほとんど配置されているところですけども、やはり協議体というのがなかなか地域住民であったり、

いろいろな関係者を集めて協議体を設置するのですが、これは役場がやるべきではないかとか、しっかり地域のことを話し合う体制ができていくかということ、なかなか難しいところはまだあると思います。広域連合としましてもヒアリングをしながら、その中で協議体の設置がまだうまくいっていないところについては、モデル事業を活用しながら協議体を設置してみませんかということでもいろいろ声かけしながら入っているところでもあります。協議体の考え方としましては、まず協議をする以前に、地域のことを話し合う仲間づくりというのが基本的なコンセプトとしてあります。ですので、仲間になればその地域のことをいろいろ話し合いながら、自分たちでも解決することを想像していけるだろうというところがありまして、それは29市町村一遍にできるかという、講師の先生は一人しかないというところもあって、段階的に必要のところから入っていったという状況であります。最終的には、全ての市町村に入っていければと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 連携会議が年に2回、それから課長会議が4回ということからすると、それ以外のところで今、生活支援体制整備事業の中のコーディネーターの研修もぜひとも進めていただきたい。支援員が各市町村に行っているのはきりがないので、コーディネーターに来てもらって、「こういうことをやる」というのをもっとはっきりと打ち出したほうがもっと進むのではないかと。実際は協議体をつくるという体制づくりの話ではなくて、個別支援に走ってしまっているようなところがあるような感じがして、個別支援ではなくて、個別支援とは違う協議体、こういう話をする場、こういう体制をつくっていくという互助ですね。最近互助というのは近所とかという言葉が聞こえるのですが、その互助と言い換えた形をはっきりと

つくるというのを、コーディネーター等に対する研修制度をやっていたほうがもっと手取り早く進むのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。実際、生活支援コーディネーターの研修については、県のほうも実施しておりまして、全国のほうでもSCカフェという支援コーディネーター専用のサイトがあって、いろいろな情報発信というのをやっているところであります。今お話があったように、広域連合としましても生活支援体制整備事業のモデル事業をやっていますので、その講師を使って全体に対する研修ができるかどうかについては、また検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 ありがとうございます。介護保険広域連合と各構成市町村との連携もとても大事です。できれば大城課長に、どこの課長の名前をご存じですかと聞きたいのですが、それぐらい連携していただきたいのです。この担当課長の名前は何かというぐらい、それぐらい関わってほしいわけです。広域連合と各市町村との連携も大事なのですが、もう一つあって、各市町村同士の連携が大事だと思います。広域連合対構成市町村ではなくて、構成市町村同士の連携も必要なのです。それからすると、そういう機会をつくる場を広域連合のほうで企画していただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 事務局長。

○事務局長 糸数義人 お答えいたします。永山議員も行政出身ですのでご存じだと思いますが、以前は勉強会、研究会なる名称において南部・中部・北部とかという形で開催されておりました。そういう部分は必要性に応じて、自発的に地域の担当者たちからやらなければ、やらされ感が生じてきて、「これは広域がつくれと

言ったからつくったんです」という逃げ道づくりにも実際なります。したがって、ニーズがあるそういう職員たちから自発的につくっていただきたいと、むしろ逆にこちらとしては思っているところです。そうすることによって、広域連合とある町が情報を共有したのが、その組織の中でまた情報共有されていくというような効率化も図られるのかと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 各郡区ごとに事務研究会みたいなのが確かにありました。行政改革の一環でほとんどの事務研究会等がなくなってしまって、各市町村どちらかという孤立的な、あるいはネットを通しての情報収集とかになってしまって、この辺、赤嶺広域連合長は南風原町の町長でもありますので、そういう事務研究みたいなものを私自身はもう一回、事務研究会を立ち上げて、各市町村の横のつながりをつくっていくような取組ができないのかということで市町村の一般質問の中で質問したいと考えているところです。以前、私が担当している頃は、南部地区だけでやったこともありますが、その後どうなっているかは分からないのですが、それをやることによって、今度は豊見城市で集まって、お互いどういう事業をやっているのか、そういう視察もしながら懇親会もやったり、今回は与那原町でやりましょうねとか、今回は南風原町でやりましょうねとかというふうに定期的にやっていたんです。そういう意味では、お互い困ったときは各市町村の担当課長でもいいし、あるいは担当者同士のつながりができるので、すごく業務が進んだのではないかという思いがあって、その辺も含めて広域連合との連携も必要ですが、各市町村との連携も必要ですという話をしたかったわけです。ありがとうございます。でも、もう少し広域連合のほうにも音頭取りはお願いしたいと思うところもあ

りますので、よろしくお願ひします。

次に、3の介護人材の確保についてですが、これに関しては昨年5月の新聞で、介護サービス事業所の37.5%が赤字経営だと。特養などの施設系が44.8%、訪問介護などの住宅系が35.6%。介護報酬の切り下げがあつて、いろいろな形で訪問介護事業所が赤字経営に陥っている、あるいは閉鎖に至っているというのがあつて、その中にもう一つ、介護人材、働く人がいないということになって大変苦しんでいて、その辺の介護人材の確保をどうするかというところで大変気になっております。その辺に関しては、また次の新垣議員のほうでも質問しますので、これはこれで終わりたいと思ひます。

4の相談支援システムの共同購入は可能かということに関して、昨日の全員協議会の中で予算の件がありまして、200台あまりのパソコンを買うと。これは各市町村に1台ずつという発想でよかったですか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 令和7年度でパソコンの入れ替えを行っている途中でありますが、市町村の規模によって台数は違ひます。1台もあれば2台、3台のところもあります。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 それとの関連で、八重瀬町の場合は相談支援システムの中でワイズマンというのを使っているのですが、その切り替えも各市町村単位でやるよりは、広域連合が関わってくれたらというのがあつて、実は国保連合会辺りがそういう形で全市町村の部分を一括して各市町村、必要台数に応じて「うちは5台欲しい」とか、あるいは「1台、2台でいいよ」というところもあるのでしょうか、そういうのを一括して聞き取って、一括して発注して、そうすることで費用が抑えられたという事例があるものですから、その辺も相談支援システム、当然そのシステムがタブレットと連携したよう

な形になれば、相談員もケアマネとの連携ももっとやりやすくなるし、業務ももっと効率化できるといふことからして、そういうこともできたらと思っていたのですが、再度、この件に関して答弁をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。今お話のあつた介護保険のシステムであつたり、国保連がどのような経緯かは分からないのですが、広域連合が連携するための介護保険関連のシステムについては、もちろん広域連合が統一して導入を行うのですが、今の相談支援システムについては市町村単独で買っている状況があります。ですので、構成市町村の中にも創和ビジネスマシズであつたり、OCCであつたりということと違ふシステムを使っているところも複数あつて、その中で一個の相談支援システムに統一してくださいといふのはなかなか難しいのではないかとこのところ、統一しての導入は難しいのかと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 ありがとうございます。以上です。

○議長 松田昌邦 これで永山清和議員の質問は終わります。

次に、議席13番 新垣千秋議員の一般質問を許します。

13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 皆さん、こんにちは。早めに終わりたいと思ひます。通告に従ひ、一般質問を行います。一問一答方式ですので、まず1つ目の質問事項から行きます。

質問事項1. 高齢者虐待について。質問要旨(1) 介護施設での従事者による虐待と養護者による虐待の件数の推移を伺ひます。

再質問は自席で行ひます。よろしくお願ひします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。事故報告書による虐待件数は、令和6年度0件、令和7年度は1月末時点においては3件あります。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 令和6年度が0件、令和7年度は3件ということです。(2)の質問要旨に移りたいと思います。

(2)介護の質や虐待対策はどのようなものをつくっているのか、どのようになっているのか伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。事業所から提出される事故報告書を通じて、改善点の把握や再発防止の指導を行うとともに、集団指導において事故報告の内容を周知し、虐待の未然防止に努めております。また、運営指導においては、虐待防止の指針や研修の実施状況、担当者の配置状況等を確認し、必要な助言を行っております。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。まず再発防止、今の答弁の中で集団指導というところがありました。これはどういう形で行っているのか、詳しく伺ってもよろしいですか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 集団指導におきましては、ウェブでの集団指導を行っております。こちらで動画を撮影して、その動画を事業所に周知して、視聴していただくという形で行っております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 その集団指導は、ウェブを活用して事業所が観ていくということですので、事業所の時間とかも十分に合わせて、しっかり観ていただいたら有効かと思うのですが、これは観た、観ていない、また中を観てのチェックテストみたいな、感想というか、報告書み

たいなもので指導に対しての理解度を図る確認というのは何かしら行っているのか伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。集団指導につきましては、実際視聴が終わった後には、視聴したということで報告を受けるようになっております。その中で、今お話があったようなチェックリストであったり、評価というのはなかなか難しいのですが、事業所からの意見、観てどうだったのか、今後どうしてほしいのかという意見は収集しております。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 観るだけで終わってしまうケースもありますし、観ないことも考えられますので、ウェブを使った研修、指導を行うときには、そこはしっかり注意をしていただきたいと思います。また、高齢者の虐待に関してですが、家族による、要は養護者による虐待というのは見えない部分が大きいかと思うんですね。先ほど令和7年度3件ということですが、すみません、聞き漏らしていたらごめんなさい、これは介護施設ですか、養護者のほうでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。こちらは介護保険施設の事故報告書に基づいての確認になります。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 それであれば、養護者、家族、親戚、成年後見人という形でしょうか。その虐待というのはなかなか把握ができないのではないかと思うのですが、その辺りはどのように把握をされているのか伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。虐待の把握については、施設については広域連合が指定しておりますので、把握のほうも行っております。ただ、通常の虐待等については、

地域包括支援センターであったり、市町村が対応していると考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。

今日の施政方針の中で、地域包括ケアシステムの深化・推進というところ、そこで9つの取組ということで上げられておりました。その中にあります6つ目の取組、「介護に取り組む家族等への支援の充実」、それから7つ目の取組で「高齢者虐待防止の対策」ということを掲げておられますので、その点は虐待が起こらない体制づくりが重要だと思うんですね。施設の虐待において人手不足、人材が不足していることで疲弊につながり、それが虐待につながっているケースも考えられると思います。その点はどのように把握されているのか。要は、虐待が起こった原因、そこは究明されているのか伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。虐待の内容については、事故報告の中で具体的に誰がどの時間帯にどのような虐待を行ったか。その虐待が今後起こらないようにどのような対策を取りますというところまで事故報告のほうで提出されますので、それで把握をして、指導助言を行っております。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 これまで伺ってきたのは、虐待が起こった後の対応、対策等の内容だったと思います。でも実際は介護の現場では、養護者、家族が支えている場合もそうなのですが、ヒヤリハットという昔から言われている言葉ですが、虐待にはつながらないんだけど、虐待につながる可能性のある行動・発言、様々あるかと思えます。そのヒヤリハットの部分でしっかり対策を取っていくというのも一つ有効ではないかと思うのですが、もちろんヒヤリハットの報告を各事業所で上げてくださいますと、た

だでさえ煩雑になっている事務作業が、現場でもっと大変なことになる。仕事が忙しくなって、本来介護というのは人と人を支える形で、人と人がコミュニケーションを取って支えていくものだと思いますので、紙と向かうものではないと思っているんですね。ただ、ヒヤリハットという事象を、しっかりそこも研修であったり、指導であったり、情報共有という場面で使っていただけないかと思うのですが、その点の見解を伺ってもよろしいですか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。今、虐待に対する研修等については、広域連合としても集団指導の中で情報発信ということを行っているのですが、それ以外にも運営指導ということで直接事業所に定期的に伺う機会があるというところで、その中で県が実施しているセミナーの受講状況であったり、事業所内での研修の状況とかを把握しながら、その中でしっかり行っているのかというのを確認、指導助言を行っております。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。質問事項2に移ります。

質問事項2. 介護の人材不足について。質問要旨(1) 介護現場で働く人が不足している現状で、人材育成や人材確保のため取り組んでいること、また、今後取り組むことを伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。人材育成につきましては、広域連合としても重要な課題であると認識しており、引き続き県が実施する研修やセミナー等の情報についてホームページ等を活用し、関係事業所への周知に努めてまいります。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 人材確保についてですが、特養・グループホーム・在宅・訪問、介護とい

うのは様々な種類がございます。その介護、当然医療従事者も関わってくる場面ですので、そのどちらも不足しているというのが今の現状。今後も不足していくということが予想されているのですが、沖縄県後期高齢者医療広域連合、こちらでも介護予防の一体的実施事業ということを令和2年から取り組んでおりますので、後期高齢者医療広域連合と連携して介護従事者、医療従事者、そういう人材の育成というのでもできないか。その点は情報交換であったり、当然後期高齢者医療においても人材は不足しているということは把握しているわけです。どちらも不足しているのであれば、これは連携して共同で人材を確保していく、育てていくということを取り組めないかというところを伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。人材育成につきましては、どうしても研修プログラムであったり、いろいろなものがありますので、基本的には県が社会福祉協議会であったり、専門職のところに依頼をして育成を行っていると認識しております。あと、後期高齢者医療との連携につきましては、地域支援事業の予防事業の推進については、実際後期高齢者医療広域連合とも連携を図りながら、市町村にどのような支援を行っていただけるかというのを、今議論を行っているところであります。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 保育の現場では保育士確保対策事業、そういう事業も行っていて、その中には家賃補助であったり、試験対策、それから県外からの移住の旅費であったり、あと産休・育休の代替者の補助、そういう面で休憩に関しても補助というのが保育の現場では行われているのです。保育と同様に介護の現場というのも、人生において一番大事な部分になってくるかと思っておりますので、介護従事者、それから医療従事者も含めていいのか少し悩むところなの

ですけれども、介護の現場においての人材確保、人材育成というところも、その保育士確保対策事業を何かしら参考にして制度としてつくっていくというのを広域だけではなくて、これは多分県全体で取り組まないといけないことになりまして、そういう意味でも後期高齢者医療広域連合、あれは全県ですので、そこも連携してこういう取組、新しいものになってくると思うのですが、それはできないのかというのを伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。保育のものは分からないのですが、人材育成であったり、人材確保対策については、実際市町村のほうでも福祉まつりで介護に関する周知であったり、やりがいづくりというのを推進しているというのは確認しております。あと、外国人労働者のものも含めて、県からの情報があれば周知していく。ただ、育成のところで広域連合として独自の対応ができるかということ、今はなかなか難しいというところもありますので、広域連合でできることも含めて、また調査研究をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 どうしても保育士確保対策事業というのも予算が伴うものになってきますので、広域ではなかなか難しい内容になると思います。しかし、広域であるからこそ、これは必要だということで県に予算をつけてほしいということを伝えることは可能だと思うんですね。当然構成市町村、それぞれ首長がおりますので、構成市町村としても介護人材の確保というところで県にしっかり予算を取ってもらう、そういう考えもできると思います。その点もぜひ調査研究していただいて、どういう形で介護人材を増やしていただけるのか。当然、国は処遇改善という部分も、次年度もしっかりつけていくということでニュースとかでも出てはいますけ

れども、介護というのは最後、終末医療とかも出ています。その部分でもすごく重要なポジションになってきますので、そこはしっかり調査研究していただいて、早急に手を打っていただきたい。施政方針でもおっしゃっていたように、高齢者人口の増加、要介護者、要支援者の認定者数も増加するということが初めにありましたので、当然それは今対策をしてももう遅いかももしれない。でも、対策をしないよりは、対策をしてしっかり備えていくということが大事だと思いますので、そこはしっかり調査研究して進めてください。それでは次の質問です。

質問事項3. 介護サービスについて。質問要旨(1) 介護ニーズは増加していると思うが、サービスを受けられないケースはあるのか伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。離島においては、診療所の通所リハビリで新規の受け入れが困難な状況がありました。また、A町の訪問介護事業所より、B町被保険者から要望はあったが、距離的に提供が難しいとの情報がありました。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。全体的に絶対数不足しているという情報は今はないのかと答弁の中では思いましたが、現在ある介護施設の数で十分なサービスが現時点で受けられているのか。当然、今後も介護の認定者の数は増えると言われている中で、今ある施設の数で、介護というのはニーズに応えていけるのか。その点、見解を伺ってもよろしいですか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。介護サービスの量については、先ほどお話があったように、広域連合の中でもまだ全然使えないという状況はないということで把握しているのですが、国のほうでもその体制をどのように

つくっていくのか。今から不足していくというのが分かっているというところもあります。先ほど紹介しました、A町の訪問介護事業所については、定額制であれば提供が可能ではないかという話も伺っていますので、そういう形で地域密着型のサービスで定額制のもので確保していけるのか。それも含めて、また市町村と協議しながら、どのように見込んでいくかというのは検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。以前、訪問介護の報酬が減額されるということで一般質問にも取り上げさせていただいて、その際にも倒産が増えるのではないかとということで提起させていただきました。当然倒産数というのは、沖縄県もこれから増えていく可能性はありますし、たしか新聞報道にも昨年ぐらいにそういう倒産件数が載っていたかと思います。まだまだ少ない件数ではありますが、介護の現場というのは本当に厳しいですし、福祉においてはどうしても国・県の予算が必要な場面というのはすごく多いと思います。その点も含めて、介護サービスの利用者ニーズがしっかり受け止められるように、また利用したいというときにしっかり利用できるような形で制度設計を進めていただいて、取組も当然やっていただきたいと思いますので、今後ともぜひその点はいろいろ研究していただいて、また県であったり、沖縄県後期高齢者医療広域連合、それから各市町村とも連携を取っていただいて進めていただければと思います。今後どんどん厳しい現状になってくるかと思っておりますので、その点の見解を伺って、一般質問を終わりたいと思います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。今お話があったように、今からどんどん人材確保というのは深刻になっていくのかと考えてお

りますので、市町村ともしっかり連携を取りながら、どのような対応策が取れるのか、サービス提供の確保ができていくのかというところは検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長 松田昌邦 これでも新垣千秋議員の質問は終わります。

日程第6 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本案についての説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 報告第1号 専決処分の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。令和8年2月13日提出、沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之。

専決処分書 地方自治法第180条第1項の規定により、平成15年8月27日議会の議決により指定された1件100万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。令和7年10月16日、沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之。記、1相手方 A社。2損害賠償額 3万5,800円。3事故の概要 車両事故による対物損害賠償。令和7年6月12日木曜日午後1時頃、西原町字兼久地内において町道を直進中、住宅駐車場から後進にて町道に出ようとした相手方車両の後部バンパーと、公用車の左側面が接触、損傷した。令和7年10月16日に示談が成立したので、専決処分を行う。

報告第1号 専決処分の報告についての説明は以上でございます。

○議長 松田昌邦 これでも提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これ

で質疑を終わります。

なお、本案は報告案件のため討論・評決は要しませんので、以上をもって報告第1号 専決処分の報告については終了いたします。

日程第7 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長 赤嶺正之 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について。沖縄県介護保険広域連合副広域連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県介護保険広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。令和8年2月13日、沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之。記、氏名 比嘉麻乃。住所、生年月日は、表記のとおりでございます。理由 渡久地政志副広域連合長が令和7年12月11日付で任期満了により退任したことに伴い、後任の副広域連合長として選任したいため、沖縄県介護保険広域連合規約第12条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

次のページに履歴書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。ご審議の上、同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これでも提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第8 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長 赤嶺正之 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について。沖縄県介護保険広域連合副広域連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県介護保険広域連合規約第12条第3項の規定に基づき議会の同意を求める。令和8年2月13日、沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之。記、氏名 徳元次人。住所、生年月日は、表記のとおりでございます。理由としまして、長浜善巳副広域連合長が令和8年3月31日付で辞職することに伴い、後任の副広域連合長として選任したいため、沖縄県介護保険広域連合規約第12条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページに履歴書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。ご審議の上、同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意されました。

しばらく休憩します。

休憩 (午前12時00分)

~~~~~

再開 (午後1時30分)

○議長 松田昌邦 再開します。

日程第9 議案第1号 第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第1号 第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画について、ご説明いたします。

本件は、第3次沖縄県介護保険広域連合広域計画の計画期間満了に伴い、当広域連合の円滑な運営及び総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、地方自治法第291条の7第1項の規定及び沖縄県介護保険広域連合規約第5条の規定に基づき第4次広域計画を作成し、議会の議決を求めるものであります。なお、本広域計画の期間は、令和8年度からの10年間といたします。

議案第1号 第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これ

で質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号 第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画についてを採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって議案第1号 第4次沖縄県介護保険広域連合広域計画については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は、令和7年人事院及び沖縄県人事委員会の給与に関する勧告を受け、当広域連合においても給与条例について所要の改正を行う必要が生じたことから提案するものであります。なお、本条例の適用は当広域連合で採用された職員が対象となっており、構成市町村から派遣された職員につきましては、構成市町村の給与に関する条例が適用されることになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。

通勤手当第13条第2項第2号の改正は、通勤

距離を考慮して限度額を3万8,700円から6万6,400円に引き上げるものであります。

期末手当第20条第2項は、支給割合を6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5のところ、6月と12月で均等になるように100分の126.25に配分するものであります。同条第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を、6月と12月で均等になるように100分の71.25に配分するものであります。

勤勉手当第23条第2項第1号は、支給割合を6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5のところ、6月と12月で均等になるように100分の106.25に配分するものであります。同2号は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を、6月と12月で均等になるように100分の51.25に配分するものであります。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

議案第2号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号 沖縄県介護保険広域連

合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって議案第2号 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例について、ご説明いたします。

本条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、宿泊料の上限付き実費制度や宿泊手当等の創設等、所要の改正を行うために従来の条例を全部改正するものであります。

主な改正内容としましては、宿泊費を定額支給から上限付き実費支給とします。車賃は定額(37円/km)を廃止し、その他の交通費として実費支給とします。日当は、昼食代を含む諸雑費や用務地内の交通費に充てる旅費から、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費に変更し、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当とし、パック旅行商品代のための包括宿泊費を新設するものであります。なお、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 松田昌邦 これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって議案第3号 沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う沖縄県介護保険広域連合職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する規定を改正するものであります。

主な改正内容としましては、第1条で条文の根拠法令において所要の改正をしております。

また、車賃、日当、宿泊料、食卓料を廃止し、新たにその他の交通費、宿泊手当、上限付き実費制度の宿泊費、包括宿泊費の創設に合わせて所要の改正をするものであります。なお、この条例の規定は、令和8年4月1日から施行いたします。

議案第4号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって議案第4号 沖縄県介護保険広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第5号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本条例は、令和7年度税制改正による給与所得控除の見直しに伴い、介護保険第1号被保険者の所得段階に影響が生じ、保険料収入が一時的に減少する恐れがあることから、第9期介護保険事業計画期間中における保険料収入の安定を図るため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としまして、介護保険制度に於いては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げることに伴い、保険料段階が下がる者が生じる等の影響が発生します。そこで、令和8年度中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から、令和8年度の第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保証額の引上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定する仕組みとするものであり、対象者は、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の第1号被保険者となります。なお、この条例の規定は、令和8年4月1日から施行いたします。

議案第5号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。
次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって議案第5号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

一般会計補正予算(第3号)は、「歳入歳出予算の補正」として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,776万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,729万9,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳出に於いては、会計年度任用職員に関する人件費・主治医意見書作成手数料・認定審査会委員報酬の減額や介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額を計上しております。歳入に於いては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費国庫補助金の増額や財源調整の為の基金繰入金の減額を計上しております。

「第2条 債務負担行為の補正」は、介護保

険広域連合納入通知書等印刷業務委託につき、その期間を令和8年度からのところ、令和7年度からに補正するものであります。

それでは、歳入歳出補正予算の主な増減について、事項別明細書でご説明いたします。まず、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。

3款2項2目国庫補助金547万3,000円の増額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補助金であります。

7款1項1目財政調整基金繰入金4,323万5,000円の減額は、歳出総額が減額になったことに伴い、財源不足を補うための財政調整基金繰入金の減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。7ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費787万3,000円の減額は、パソコン等附属機器賃借料及びシステム使用料の減額が主な要因であります。

2款1項5目会計管理費127万円の増額は、指定金融機関の振込手数料の増額となっております。

2款2項1目賦課徴収費26万5,000円の増額は、コンビニ収納事務手数料の増額が主な要因であります。

2款3項1目調査認定費2,794万9,000円の減額は、審査会委員報酬や会計年度任用職員に係る人件費及び主治医意見書作成手数料の減額が主な要因であります。

2款4項1目給付管理費211万1,000円の減額は、通信運搬費に係る10月までの実績と今後の支出見込による減額が主な要因であります。

2款6項1目趣旨普及費144万4,000円の減額は、広報誌の入札残による減額であります。

2款8項1目障害支援区分認定等事務費8万円の増額は、認定審査会委員報酬の増額によるものであります。

10ページから13ページの給与費明細書及び14

ページの「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」の説明については、省略させていただきます。

議案第6号 沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 8ページをお願いします。2款総務費、3項調査認定費の1目調査認定費の報酬の部分ですが、昨日も聞いた内容ではありますが、改めて会計年度任用職員報酬、審査会委員報酬の減についてどういう要因によるもので、今後の見通し、それから認定調査に要する期間の基準等をきちんとクリアできているのかどうかについて、改めてお願いします。

○議長 松田昌邦 認定課長。

○認定課長 伊佐英明 まず、審査会委員報酬613万9,000円の減になるのですが、当初490回審査会を予定しておりましたけれども、423回に回数を減らして、その分の委員報酬を減額しております。会計年度任用職員報酬526万6,000円の減額については、会計年度任用職員3名分の減額になります。あと見通しとといいますか、会計年度任用職員を増員する予定というのは、現在のところ持っておりません。状況によって採用するかどうかは決めていきたいと考えております。

要介護認定の期間ですが、調査員3名の減になるのですが、調査については十分間に合っていけるという考えを持っております。以上です。

○議長 松田昌邦 ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長 松田昌邦 挙手多数でございます。したがって議案第6号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

令和7年度特別会計補正予算（第3号）は「歳入歳出予算の補正」として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億509万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394億9,918万5,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容としまして、歳入3款国庫支出金で国庫負担金の交付決定に伴う介護給付費の追加交付による増額、8款繰入金で財源調整の為の基金繰入金の増額、11款諸収入で

令和6年度地域支援事業交付金の精算に伴う追加交付が主な内容となっております。また、歳出に於いては、1款保険給付費で実績見込みに伴う増額や7款諸支出金で地域支援事業交付金の算定誤りに伴う予算計上分の減額が主な内容となっております。

それでは、歳入歳出補正予算の主な増減について、事項別明細書で歳入からご説明いたします。5ページをお開きください。

3款1項1目介護給付費負担金1億6,595万3,000円の増額は、介護給付費負担金交付決定に伴う国庫負担金の増額によるものであります。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金2億1,904万8,000円の増額は、歳出の増額に伴う財源不足を補うための増額となっております。

11款3項4目過年度収入2,009万6,000円の増額は、令和6年度分の地域支援事業交付金の精算に伴う追加交付額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1款1項1目介護サービス等給付費3億8,325万3,000円の増額は、介護サービス等給付費における給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

1款2項1目介護予防サービス等給付費7,781万4,000円の増額は、介護サービス等給付費における給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

1款3項1目審査支払手数料760万9,000円の減額は、介護サービス等給付費における給付実績を踏まえ、最終手数料見込額を考慮したことによるものであります。

1款4項1目高額介護サービス等費7,900万4,000円の増額は、介護サービス等給付費における給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

1款5項1目特定入所者介護サービス等費9,374万4,000円の減額は、介護サービス等給付

費における給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

2款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費78万7,000円の増額は、地域支援事業交付金の内示に伴う増額によるものであります。

2款2項1目包括的支援事業・任意事業費248万9,000円の増額は、地域支援事業交付金の内示に伴う増額によるものであります。

7款1項2目償還金3,689万7,000円の減額は、令和6年度地域支援事業交付金の精算時に於ける算定誤りによる予算計上額を減額するものであります。

議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号）の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって議案第7号 令和7年度沖縄県介護保

険広域連合特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 系数義人 議案第8号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算について、ご説明いたします。

一般会計予算は、広域連合の主な事務的経費及び調査認定に係る経費を計上しております。令和8年度当初予算は、歳入歳出それぞれ16億3,379万6000円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、金額では3,689万8,000円、率にしますと2.3%の増となっております。増額の主な要因としまして、歳入の1款分担金及び負担金で5,707万円の増、7款繰入金で1,865万4,000円の減となっております。また、歳出での主な要因としまして、2款総務費で4,885万6,000円の増、4款諸支出金で1,178万円の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主な増減について、事項別明細書で歳入からご説明いたします。5ページをお開きください。

1款1項負担金で12億144万1,000円を計上しております。対前年度比で5,707万円の増となっております。主な要因としましては、共通経費負担金の増額分及び調査認定費負担金、市町村事業費負担金の減額分となっております。

2款1項手数料で263万3,000円を計上しております。対前年度比で43万7,000円の減となっております。主な要因としましては、督促手数料及び事業所指定申請手数料の減額分となっております。

3款1項国庫負担金で2億5,263万9,000円を計上しております。対前年度比589万円の減と

なっております。主な要因としましては、低所得者保険料軽減負担金の減額分となっております。

3款2項国庫補助金で557万1,000円を計上しております。対前年度比で皆増となっております。主な要因としましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費補助金となっております。

4款1項県負担金で1億2,631万9,000円を計上しております。対前年度比294万5,000円の減となっております。主な要因としましては、低所得者保険料軽減負担金の減額分となっております。

4款2項県補助金で2,889万1,000円を計上しております。対前年度比224万1,000円の増となっております。主な要因としましては、介護保険利用者負担助成事業及び島しょ型福祉サービス総合支援事業の増額分となっております。

5款財産収入、6款寄附金については、費目存置でございます。

7款1項基金繰入金で341万9,000円を計上しております。対前年度比1,865万4,000円の減となっております。

8款1項繰越金で1,100万円を計上しております。前年同額での計上となっております。

9款1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利息については、費目存置でございます。

9款3項雑入で187万9,000円を計上しております。対前年度比5万8,000円の減となっております。主な要因としましては、会計年度任用職員の雇用保険料の減額分となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。10ページをお開きください。

1款1項議会費で289万7,000円を計上しております。対前年度比17万8,000円の減となっております。主な要因としましては、役務費（通信運搬費）の増額分及び旅費、会議録作成委託料の減額分となっております。

2款1項総務管理費で5億6,349万8,000円を

計上しております。対前年度比5,672万7,000円の増となっております。主な要因としましては、一般職員に係る人件費、使用料及び賃借料、第10期介護保険事業計画策定委託料及びシステムカスタマイズ委託料の増額分となっております。

2款2項賦課徴収費で1億422万1,000円を計上しております。対前年度比984万6,000円の増となっております。主な要因としましては、会計年度任用職員に係る人件費及び印刷・発送委託料の増額分となっております。

2款3項調査認定費3億6,611万9,000円を計上しております。対前年度比2,358万6,000円の減となっております。主な要因としましては、会計年度任用職員に係る人件費、認定審査会委員報酬及び主治医意見書作成手数料の減額分となっております。

2款4項給付管理費で2,305万5,000円を計上しております。対前年度比345万5,000円の増となっております。主な要因としましては、システムの標準化に伴うコストアップ分（印刷製本費、通信運搬費、委託料）の増額分となっております。

2款5項低所得者対策費で1,459万円を計上しております。対前年度比44万3,000円の増となっております。内容としましては、負担金、補助及び交付金の増額分となっております。

2款6項趣旨普及費で1,372万3,000円を計上しております。対前年度比19万円の減となっております。内容としましては、需用費の減額分となっております。

2款7項離島等支援事業費で1,994万5,000円を計上しております。対前年度比210万9,000円の増となっております。内容としましては、負担金、補助及び交付金の増額分となっております。

2款8項障害支援区分認定等事業費で1,551万4,000円を計上しております。対前年度比29万2,000円の減となっております。内容とし

ましては、一般職員の人件費の増額分や費用弁償の減額分となっております。

2款9項地域支援事業費で194万7,000円を計上しております。対前年度比34万4,000円の増となっております。内容としましては、普通旅費の増額分となっております。

3款1項公債費は、費目存置でございます。

4款1項償還金及び還付加算金及び4款2項延滞金は、費目存置でございます。

4款3項繰出金5億528万円を計上しております。対前年度比1,178万円の減となっております。内容としましては、低所得者保険料軽減繰出金の減額分となっております。

5款1項予備費は、前年同額の300万円を計上しております。歳出は以上です。

議案第8号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 13ページをお願いします。これも昨日確認したことですが、13ページの2款総務費、1項総務管理費の一番上の介護保険事業計画策定委託料に関して、改めてお願いします。外部委託でやる範囲と自前でやる範囲をどのように整理していくのかということと、それから事業者や地域のニーズ、構成市町村の声、こういうものをどのようなプロセスで反映していくことになるのかということと、オープンデータに関することですが、そういうものは盛り込まれているのか。3点、お願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、事業委託と広域連合の役割についてですが、基本的には広域連合のほうで計画は作成を

行います。ですので、委託については、あくまで計画作成の支援という形になっております。市町村との連携については、広域連合と事業所も含めて、市町村と意見交換をしながら計画は作成していくというふうになります。あと、オープンデータの取り扱いについては、現時点では仕様には盛り込んでいないのですが、運用については、また調査研究していきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって議案第8号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 系数義人 議案第9号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算につい

て、ご説明いたします。

特別会計は、主に介護保険給付費・地域支援事業に係る経費を計上しております。令和8年度当初予算は、歳入歳出それぞれ389億965万8,000円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、金額では8億6,644万7,000円、率にしますと2.2%の増となっております。増減の主な要因といたしましては、歳入で1款保険料3億4,621万8,000円(4.2%)の増、2款分担金及び負担金1億1,384万7,000円(2.3%)の増、3款国庫支出金で1億353万8,000円(1.2%)の増、4款支払基金交付金2億3,489万8,000円(2.3%)の増、5款県支出金1億1,730万5,000円(2.1%)の増となっております。

また、歳出では1款保険給付費で8億4,412万円(2.3%)の増、2款地域支援事業費で3,271万4,000円(1.2%)の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主な増減について、事項別明細書で歳入からご説明いたします。7ページをお開きください

1款1項介護保険料で84億3,765万8,000円を計上しております。対前年度比3億4,621万8,000円の増となっております。要因としましては、第1号被保険者保険料の増額分となっております。

2款1項負担金で49億2,934万8,000円を計上しております。対前年度比で1億1,384万7,000円の増となっております。要因としましては、市町村介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の増額分となっております。

3款1項国庫負担金で65億8,644万7,000円を計上しております。対前年度比1億6,535万9,000円の増となっております。要因としましては、第9期事業計画に基づく介護給付見込額の増に伴う介護給付費国庫負担金の増額分となっております。

3款2項国庫補助金で20億741万9,000円を計上しております。対前年度比6,182万1,000円の減となっております。主な要因としましては、介護給付見込額に対する調整交付金の減額分及び地域支援事業交付金、保険者努力支援交付金の増額分となっております。

4款1項支払基金交付金で101億6,289万円を計上しております。対前年度比2億3,489万8,000円の増となっております。要因としましては、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の増額分となっております。

5款1項県負担金で51億8,996万8,000円を計上しております。対前年度比1億896万8,000円の増となっております。要因としましては、第9期事業計画に基づく介護給付費見込額の増に伴う介護給付費県負担金の増額分となっております。

5款2項県補助金で3億9,995万8,000円を計上しております。対前年度比833万7,000円の増となっております。要因としましては、地域支援事業交付金の増額分となっております。

5款3項財政安定化基金支出金から7款1項寄附金までは、費目存置となっております。

8款1項基金繰入金で6億7,487万6,000円を計上しております。対前年度比3,823万3,000円の減となっております。要因としましては、介護給付費準備基金繰入金の減額分となっております。

8款2項一般会計繰入金で5億528万円を計上しております。対前年度比1,178万円の減となっております。要因としましては、低所得者保険料軽減繰入金の減額分となっております。

9款1項繰越金で1,400万円を計上しております。前年同額となっております。

10款1項財政安定化基金貸付金は、費目存置でございます。

11款1項延滞金、加算金及び過料で167万円を計上しております。対前年度比66万9,000円

の増となっております。要因としましては、第1号被保険者延滞金の直近の実績に基づく増額分となっております。

11款2項預金利子は、費目存置でございます。

11款3項雑入で13万9,000円を計上しております。対前年度比1万5,000円の減となっております。要因としましては、会計年度任用職員の雇用保険料個人負担分の減額分となっております。歳入は以上でございます。

歳出をご説明いたします。13ページをお開きください。

1款（保険給付費）で362億3,513万円を計上しております。対前年度比8億4,412万円の増となっております。1款保険給付費の内容につきましては、第9期事業計画及び令和8年度事業実績見込みを基に算出しております。

1項介護サービス等諸費で334億1,556万3,000円を計上しております。対前年度比7億9,885万3,000円の増となっております。

2項介護予防サービス等諸費で6億3,709万4,000円を計上しております。対前年度比1,070万6,000円の増となっております。

3項その他諸費で3,837万円を計上しております。対前年度比63万4,000円の増となっております。

4項高額介護サービス等費で10億885万3,000円を計上しております。対前年度比1,616万5,000円の増となっております。

5項特定入所者介護サービス等費で11億3,525万円を計上しております。対前年度比1,776万2,000円の増となっております。

2款1項介護予防・日常生活支援総合事業費で14億285万8,000円を計上しております。対前年度比2,584万円の増となっております。要因としましては、負担金、補助及び交付金の増額分となっております。

2款2項包括的支援事業・任意事業費で11億6,525万円を計上しております。対前年度比682

万2,000円の増となっております。要因としましては、負担金、補助及び交付金の増額分となっております。

2款4項その他諸費で236万7,000円を計上しております。対前年度比5万2,000円の増となっております。要因としましては、国保連合会へ支払う審査支払手数料の増額分となっております。

3款1項財政安定化基金拠出金は、費目存置でございます。

4款1項保健福祉事業費2,072万9,000円を計上しております。こちらは交付額内示前につき、前年度の決定額を計上しております。

5款1項基金積立金から6款2項財政安定化基金償還金までは、費目存置でございます。

7款1項償還金及び還付加算金で5,331万7,000円を計上しております。対前年度比1,026万8,000円の減となっております。要因としましては、第1号被保険者保険料還付金の減額分となっております。

7款2項延滞金は、費目存置でございます。

8款予備費で3,000万円を計上しております。前年同額となっております。歳出は以上でございます。

議案第9号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 お願いします。歳出のほうです。17ページ、地域支援事業費の中で包括的支援事業・任意事業の委託料111万9,000円の業務内容、あるいは委託先等の説明をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お願いします。こちらはアドバイザー派遣事業委託業務ということで、生活支援体制整備事業のアドバイザーの派遣を行っております。これは協議体の設置に係るアドバイザー派遣事業となっております。以上です。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 委託料の計上の仕方ですが、どこに委託しているという形になるのですか。

○議長 松田昌邦 しばらく休憩します。

休憩 (午後2時28分)

~~~~~

再開 (午後2時30分)

○議長 松田昌邦 再開します。

計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 合同福祉会社の永瀬さんという方と委託契約を結んで事業を実施しております。

○議長 松田昌邦 ほかに質疑はございませんか。6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 歳入の3款国庫支出金、2項国庫補助金の保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金の金額ですが、今回、令和8年度の施政方針で保険者機能強化推進交付金については評価指標の得点向上を目指し、構成市町村と連携を強化する。また、保険者努力支援交付金についても国の動向を踏まえて関係機関と連携し、実績に応じた事業推進をすとおっしゃっておりますが、その辺を加味した金額設定になっているのかをお伺いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お願いします。今回、令和8年度予算を計上している部分については、令和7年度の交付決定額を計上しております。まだ、令和8年度の金額が確定していません。前年度の額を計上しております。推進につきましては、現在点数がかなり

低いということでありましたので、入力マニュアルを市町村に提示して、入力を推進しております。また、本年度、国の交付金担当の方をお呼びして、講演会のほうを予定しております。以上です。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 こちらのほうは、今後金額は上がっていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。金額については、全国と比較しての国の決定額になりますので、一概に上がるとは言い切れないのですが、点数のほうは確実に上げていきたいと考えております。以上です。

○議長 松田昌邦 ほかに質疑はございませんか。4番 島袋輝也議員。

○4番 島袋輝也 歳出の17ページ、1目包括的支援事業・任意事業費の中の18節負担金、補助及び交付金の過年度分包括的支援事業・任意事業の費目存置1,000円があるのですが、その計上科目の意味、使いみちの説明をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。過年度分地域包括支援事業・任意事業につきましては、過年度分の決定に変更があった場合に歳出するための費目存置となっております。現時点ではまだないのですが、過年度、これが発生した場合に、ここから予算を組んで支出していくという科目になります。以上です。

○議長 松田昌邦 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって議案第9号 令和8年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、別紙のとおり地方自治法第292条において準用する同法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、別紙のとおり決定いたしました。

日程第19 閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長及び議会活性化特別委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継

続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全て終了いたしました。

令和8年第72回沖縄県介護保険広域連合議定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

閉 会（午後2時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

松 田 昌 邦

署名議員（議席番号19番） 仲 村 哲

署名議員（議席番号21番） 玉 城 陽 平